## 「年度」について

法律のラウンジ〔108〕

皆さんは、「年度」という言葉を聞いたとき、いつからいつまでのことを思い浮かべるでしょうか。人生を振り返ってみれば、ランドセルを背負って初めて小学校に登校した4月、スーツを着て初めて出社した4月、"新年度は4月から始まる"と感じる方も多いでしょう。「〇〇年度」といえば、当然、「4月1日から翌年3月31日まで」の期間を指すのでしょうか。法令上は、どのように用いられているのでしょうか。

法令上、「年度」の代表的な例として、「会計年度」と「事業年度」があります。

「会計年度」とは、主に、国や地方公共団体の収入・支出を時間的に区分して、その収支の状況を明確にするために設けられた期間をいいます。具体的な期間は、国の場合は財政法第11条に、地方公共団体の場合は地方自治法第208条に、「国〔普通地方公共団体〕の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終〔わ〕る」と法定されています。

「事業年度」とは、国や地方公共団体以外の事業を行う法人等について、事業の経理の 状況等を明らかにするために設けられた期間をいいます。独立行政法人については、「毎年 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と法定され(独立行政法人通則法第36条)、 特殊法人等についても、期間が法定されているものは「毎年4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わる」とされている例が多いですが、「毎年1月1日から12月31日まで」と法 定されている例もあります(日本中央競馬会法第22条)。民間企業については、各企業の 定款等で定められ、原則として法定されませんが、保険会社や銀行など、法律で特に定め られているものもあります(保険業法第109条、銀行法第17条等)。

このように、法令上の「年度」は、一定の期日から一定の期日までの期間のことを意味 し、それぞれの制度の目的に照らして、法令が特に設定している期間のことをいいます。

なお、いわゆる「学校年度」については、法令上は「年度」という用語は用いられておらず、小学校であれば、学校教育法施行規則第59条に、「小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と定められています。余談ではありますが、いわゆる"9月入学"を導入する場合には、この施行規則を改正する必要があります。

最後に、他の例もご紹介しておきます。あまりなじみがないかと思いますが、「砂糖年度」という言葉です。一見、その業界での通称かと思いきや、実は法律上用いられており、「毎年10月1日から翌年9月30日までの期間」と定義されています(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第2条第9項)。通常、"令和元砂糖年度"といった形で使用されます。

日常生活において何げなく使っている言葉でも、それをきっかけに改めて法令集を眺めてみると、思い掛けない発見や新たな言葉との出会いがあり、面白いものです。